

平成25年第2回足寄町議会定例会議事録(第1号)

平成25年6月11日(火曜日)

出席議員(13名)

1番	高橋秀樹君	2番	星孝道君
3番	榊原深雪君	4番	木村明雄君
5番	高道洋子君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	熊澤芳潔君
9番	井脇昌美君	10番	後藤次雄君
11番	川上初太郎君	12番	島田政典君
13番	吉田敏男君		

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	寺地優君
経済課長	岩原栄君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	櫻井厚子君

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 3 >
- 日程第 3 諸般の報告(議長)< P 3 >
- 日程第 4 議長の常任委員の辞任< P 4 >
- 日程第 5 行政報告(町長)< P 4 ~ P 9 >
- 日程第 6 報告承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 25 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号)〕< P 9 ~ P 10 >
- 日程第 7 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について< P 10 ~ P 11 >
- 日程第 8 報告第 10 号 繰越明許費繰越計算書について< P 11 >
- 日程第 9 報告第 11 号 繰越明許費繰越計算書について< P 11 >
- 日程第 10 報告第 12 号 事故繰越し繰越計算書について< P 11 ~ P 12 >
- 日程第 11 報告第 13 号 予定価格 1,000 万円以上の麹又は製造の請負契約の締結について< P 12 >
- 日程第 12 報告第 14 号 株式会社あしよる農産公社の経営状況の報告について< P 12 ~ P 14 >
- 日程第 13 議案第 58 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について< P 14 >
- 日程第 14 議案第 59 号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について< P 14 ~ P 15 >
- 日程第 15 議案第 60 号 足寄町地上デジタルテレビジョン有線再放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について< P 15 ~ P 16 >
- 日程第 16 議案第 61 号 足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例の制定について< P 16 ~ P 18 >
- 日程第 17 議案第 62 号 あしよる子どもセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例< P 18 ~ P 19 >

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成25年第2回足寄町議会定例会を開会をいたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、11番川上初太郎君、12番島田政典君を指名をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 6月10日に開催されました第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月11日から6月21日までの11日間とし、このうち12日から18日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日、6月11日は、議長の諸般の報告、常任委員の辞任を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告承認第3号を即決で審議した後、報告第9号から報告第14号の報告を受けます。

次に、議案第58号から議案第62号までを即決で審議いたします。

なお、議案第63号から議案第67号までの補正予算案は、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

19日は、一般質問などを行います。

20日以降の審議予定については、一般質

問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

なお、本日の本会議終了後に、全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期の決定

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月21日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、12日から18日までの7日間は、休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は、休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、6月13日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

諸般の報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

副議長（島田政典君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議長の常任委員の辞任

副議長（島田政典君） 日程第4 議長の常任委員の辞任の件を議題といたします。

吉田議長から、議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務産業常任委員を辞退したいとの申し出がありました。

辞任について許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員の辞任については、許可することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、8件の行政報告を申し上げます。

まず、本町市街地のコミュニティバスの実証運行について御報告いたします。

本町のコミュニティバスの運行に関する検討は、平成24年3月定例会における一般質問の答弁におきまして、市街地区の交通弱者等を対象とした利用者の希望に対応した使い易い公共交通の提供、さらに町内外の交通機関の連携に關しての検討が必要であると考え、国土交通省所管の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して、本町に適した地域交通のあり方を検討し、計画策定を予定している旨、御報告をいたしました。

平成24年7月から平成25年3月までの間に、帯広運輸支局、帯広開発建設部、十勝総合振興局帯広建設管理部、バスやタクシー事業者、足寄町商工会、NPO法人あしよろ観光協会や自治会などの代表者に御参加をいただき、足寄町地域公共交通活性化協議会を設置し、協議会を4回、幹事会を1回の合計5回開催し、本町に適した交通体系の確立について調査検討を進め、足寄町市域生活交通ネットワーク計画の素案がこのほど承認されました。

調査事業は、交通事業者や関係機関に御協力をいただき聞き取りした交通現況調査、15歳以上の全町民を対象とした住民ニーズアンケート調査、へき地患者輸送車利用者を対象とした利用者アンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえ検討を進めた結果、へき地患者輸送車の利用者はおおむね満足しており、現在の運行ルートや距離、利用率から考えると現状維持が適切と判断されましたが、市街地の住宅地、公共施設、商業施設、医療機関等間の移動手段の充実を希望する住民が一定程度おられることから、実際の利用者がどの程度いるか、運行回数や運行ルート、運行経費や有料化の是非、その他本格運行をするための課題等を検証するために、へき地患者輸送車との接続を考慮した市街地循環コミュニティバスの実証運行を行うべきとの結論になりました。

実証運行は、本年9月と来年2月の合計2カ月間を予定しており、市街地を1日5回程度、住宅地から役場や病院、商業施設を巡回

する小型バスを無料運行したいと考えております。

なお、8月までに住民説明会等を開催し、より多くの町民に利用していただけるよう、可能な範囲で運行時刻や運行ルートの調整を行い、9月に第1回目の実証運行を行い、利用者へのアンケート調査実施、運行形態や運行サービス改善策の検討を行い、2月に冬期間の実証運行を行い、将来的な持続可能性も考慮して費用対効果の検証等を行い、コミュニティバスの本格運行を実施するか、予約による乗り合いタクシーの運行やタクシー乗車に対して支援を行う等、他の方法が妥当かの最終判断を盛り込んだ足寄町地域生活交通ネットワーク計画を策定をし、市街地の移動手段の確保を図りたいと考えており、今定例会にコミュニティバスの実証運行を行うための委託料を補正予算として提案させていただきましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、消防の広域化の経過と検討状況について、御報告をいたします。

十勝における消防の広域化につきましては、十勝圏複合事務組合内に消防広域推進室を設置し、管内19市町村で協議を進めてきており、昨年度には広域化を進める上での課題や考え方を整理した十勝圏広域消防のスタート時の姿を作成し、検討項目ごとに消防署長会議、市町村担当課長会議、消防長会議、副市町村長会議における検討、協議を進めてまいりました。

また、消防救急無線のデジタル化については、共同で整備することが確認され、高機能指令センターにつきましても共同で整備、運用をすることで検討を進めているところであります。

このたび、十勝圏複合事務組合消防広域推進室を中心に検討された財政シミュレーションが示されました。

財政シミュレーションは、昨年12月4日の全員協議会で御説明させていただいた十勝圏広域消防のスタート時の姿の考え方に基

き積算されておりますが、広域支援隊の設置につきましては、広域化後の状況を見てから検討することとなり、今回の財政シミュレーションでは、この経費を見込んでいない形で整理がされております。

別紙1の「とかち広域消防財政シミュレーション【概要版】」により御説明をさせていただきますと、左上「1 財政シミュレーションの考え方」では、試算条件と経費積算や負担の考え方を、その右側「2 ソフト事業分（本部運営にかかる経費）のシミュレーション」では、共同整備した場合の10年間合計額の比較で、十勝全体でおおよそ23億1,500万円、足寄町分にあってはおよそ6,100万円の削減が図られることとなっております。

次に、下段の「3 ハード事業分（消防救急無線デジタル化及び指令センター整備費用）のシミュレーション」であります。消防救急無線デジタル化整備では、共同整備した場合の10年間合計額の比較で、十勝全体でおおよそ16億円、足寄町分にあってはおよそ7,600万円の削減が図られることとなっております。

高機能指令センターは、共同整備のみの試算となりますが、10年間合計で、十勝全体でおおよそ13億4,300万円、足寄町分にあってはおよそ4,600万円の経費がかかるものと試算されております。

今後、今回お示しした財政シミュレーション等に対する市町村の検討結果等を踏まえ、市町村長合意を経て広域消防運営計画の素案作成に着手する予定となっており、平成28年4月1日の消防広域化実現に向けたスケジュールを別紙2のとおり予定をしております。

なお、消防救急デジタル無線の整備は、本年度に実施設計を終え、平成26年度と27年度の2カ年で工事を行う計画に変更はありませんが、起債充当率が100%、交付税補填が70%と、財政上非常に有利な緊急防災・減災事業債を本年度は活用できるものと

見込まれることから、平成26年度に整備を予定している共通波などの整備費用にかかわる補正予算を、本年12月もしくは来年3月の定例会において提案させていただき、翌年度に繰り越しをさせていただきたいと考えております。

今後も住民サービス向上と財政健全化のために、オール十勝による消防広域化の実現を目指して協議、検討を行うとともに、途中経過等の情報提供を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、防災行政無線システムの更新内容を検討するための基本設計の実施などにつきまして、御報告をいたします。

本町の防災行政無線は、防衛施設周辺整備事業国庫補助金と過疎対策事業債を財源に、平成10年度から12年度の3カ年で整備をし、屋外スピーカーや戸別受信機を通じて災害非常時等の緊急事項通知や行政情報等の周知を行っております。

周囲が山に囲まれている市街地にあっては、反響により放送内容が聞きづらかったり、室内では全く聞こえないという声をたびたびお聞きをしており、防音性能が高い近年の住宅では、降雨時には特に室内で放送内容を確認することが難しい状況にあり、防災無線を整備している全国全ての市町村の課題となっております。

設計会社やメーカーにも相談しておりますが、屋外スピーカーの増設や音量を上げた場合、隣接するスピーカーとの干渉で、新たに放送内容を確認できなくなる地域が発生することもあり、現段階でのスピーカー増設等の対応では、大幅な改善は期待できないことから、現在のところ、地域や自主防災組織等の共助の力をお借りするしかないと考えており、各自治会の代表者宅等に戸別受信機を設置させていただき、自治会連絡網による情報伝達の御協力をお願いをしております。

また、災害非常時には広報車によるお知らせ、携帯電話に一斉配信するエリアメールの

活用、防災行政無線の放送内容を町ホームページに掲載するなど、複数の手段でお知らせを行うこととしており、その中で携帯電話のエリアメールが非常に有効な伝達手段であることから、引き続き、携帯電話事業者に通話エリア拡大の要請をしているところであります。

なお、現システムは整備後14年が経過をし、故障時の交換部品の確保が難しくなっており、さらに、消防救急無線と同様、本町の防災行政無線もデジタル化をしなければならぬ時期が近いうちに来るものと見込んでおります。

防災行政無線の更新は、本町では新設と同様、防衛施設周辺整備事業国庫補助金と過疎対策事業債を財源とすることが最も有利であります。防衛施設周辺整備事業国庫補助金を活用するためには、整備希望年度の2年以上前から基本設計を基に、防衛省と協議を進める必要があります。

このようなことから、近い将来のデジタル無線への更新に向け、概算費用及び実施設計に必要となる項目を固めるための基本設計業務の委託料を、今定例会に補正予算として提案させていただきましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、旧郷土資料館の解体について、御報告をいたします。

旧郷土資料館は、昭和9年に足寄村役場庁舎として建設され、その後、足寄高等家政学院校舎、郷土資料館として利用されてきました。

平成20年4月に郷土資料館が旧中足寄小学校に移転したことに伴い、その後、使用されておりましたが、現存する足寄町の公共建築物の中で最も古い建築物であり、その保存について足寄町文化財専門委員会や足寄建築士会において、検討や調査が行われてきました。

文化財専門委員会の検討結果は、文化財としての価値は小さく保存すべき建物とはなり

ませんでした。

また、足寄建築士会が構造体を中心に調査した結果、構造体の木材の劣化はほとんどないことから構造耐力は建設当時から極端な低下はないものの、外装における劣化が激しく、強風による建具の落下や屋根板金の飛散が想定されるなど危険な状態であると判断されました。あわせて、公共施設としての利活用は見出せないものの、構造体の木材の再利用などの要望がありました。

建設後、79年を経過した歴史ある建物ですが、老朽化が進んでおり、周辺の自治会から危険な建物であり解体してほしいとの要望があり、旧郷土資料館を解体することといたしました。

旧郷土資料館の解体に当たり、足寄高等家政学院に勤務されていた小林雪野様から、解体に役立ててほしいと寄附の申し出があり、この寄附金を解体工事の財源とさせていただくことといたしました。

今定例会に、旧郷土資料館の解体に伴います工事請負費、寄附金の補正予算を提案させていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、十勝市町村税滞納整理機構における平成24年度の実績が取りまとめられましたので、御報告をいたします。

まず、十勝市町村全体の実績ですが、滞納事案441件、滞納額3億5,044万1,000円の引き継ぎに対して、延滞金を含めた収納額は1億309万5,000円、本税収納率は29.42%の実績となっており、昨年実績と比べ7.73ポイントの減となっております。

次に、本町が十勝市町村税滞納整理機構に引き継ぎしました事案は11件、滞納額512万9,000円となっており、延滞金を含めた収納額は180万4,000円、本税収納率は35.19%の実績となっており、昨年実績と比べ10.66ポイントの減となっております。

収納額、収納率いずれも前年実績を下回っ

てはありますが、経済不況などを背景に雇用環境の悪化などの影響を受けた中においては、引き続き高い水準を維持することができております。

また、事前予告通知による効果額は407万3,000円で、収納実績額と合わせた総額は587万7,000円となっており、本町が負担する分担金118万6,000円を差し引いた費用対効果額は、469万1,000円の実績となっております。

発足から6年間の本町の引き継ぎ件数は、延べ64件で、収納額は2,186万6,000円の実績となっており、滞納整理機構への引き継ぎの宣伝効果もあって、町税全体の収納率も向上しているところであります。

なお、平成25年度におきましては、継続事案4件を含む10件、滞納税額447万円を引き継ぎしているところであります。

十勝市町村税滞納整理機構は、滞納整理に関する高度な専門知識や手法を有しており、各市町村での対応が困難な者に対しても高い収納率を上げております。

今後におきましても、きちんと納税されている方々との不公平感をなくすため、十勝一丸となった取り組みを図ってまいる所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、強い農業づくり事業に伴う農業振興対策についてでございます。

国は、強い農業づくり交付金事業として、国内農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等に支援を実施しております。

農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、農業経営の規模拡大、多角化・複合化の取り組みによる経営改善等、本事業を総合的に実施するため、地域が抱える課題解決に向けた方向性と目標を設定し、産地の競争力の強化を図ることを目的とした農産物共同利用施設整備等の取り組みにより、厳しい経営環境にある農業者を支援するものであります。

近年、本町の農業は、円安や原油価格の高騰により、収益性が低下している状況にあり、特に科学肥料、飼料価格の高騰が課題となっております。

農作業の分業化による個別経営の労働力不足を解消し、飼料作物の価格高騰といった国際穀物市場の動向に対応するため、現在、6戸の構成員が事業実施主体となり、仮称「螺湾TMRセンター」を建設することとしており、これにより圃場の一括管理や配合飼料の共同購入による良質自給飼料の低コスト生産が可能となります。あわせて、将来個別経営では吸収しきれない草地などを、地域の担い手農家に集約して飼料生産基盤を確立することで、規模拡大への対応も現状より容易になると考えられます。

また、足寄町農業協同組合によるコントラクター事業の機械整備と連動し、大型作業機械での効率的な粗飼料収穫を実現し、草地及び畑地の整備を充実、促進することで、本町の自給飼料基盤に立脚した生産性の高い畜産経営の育成が図られるものと考えております。

本事業は、畜産経営の先駆的な取り組みであり、本町の畜産経営のモデル事業になるものと期待していることから、強い農業づくり交付金事業を活用することといたしました。

なお、道補助金として、施設整備費の50%、1億8,862万4,000円の負担金、補助及び交付金と、足寄町企業振興促進条例に基づいた支援として、施設整備費と機械導入費の国庫補助対象経費から国庫補助金を控除した2億2,955万9,000円の事業者負担分に対し8%、1,836万4,000円を企業振興促進補助金として、今定例会において補正予算を提案させていただきましたので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、土地区画整理事業に係る損害賠償請求事件についてでございます。

平成25年5月16日開催の第3回臨時会において、損害賠償請求事件の判決に対し、

相手方が控訴した旨、行政報告いたしました。札幌高等裁判所より、控訴人訴訟代理人弁護士から提出された控訴状及び控訴理由書が送付され、5月31日付で受理いたしましたので、御報告を申し上げます。

控訴状は、平成25年4月4日提出の翌5日付で受理され、控訴理由書は5月21日に提出されております。

控訴人は丸山公嗣氏、被控訴人は株式会社木村建設、足寄町、北海道で、「原判決は法令適用の誤り、事実誤認等の違法があり、取り消されるべきである」として、一つには、原判決を取り消す。二つ目に、被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して6,992万3,500円及びこれに対する平成20年8月22日から支払い済みまでの年5分の割合による金員を支払え。三つ目として、控訴費用は、第1審及び第2審とも、被控訴人らの負担とする、との判決を求めるものであります。

今後の対応といたしましては、株式会社木村建設、北海道及び弁護士と協議を行い答弁書の提出を行っていきたいと考えておりますが、1審同様、法に従って行ってきた直接施行による移転工事の適法性が認められるように、法定の場で正当性を主張してまいりたいと考えております。

なお、控訴審に必要となる弁護士費用等については、現行予算で対応いたしますが、今定例会一般会計補正予算において、事件が完結するまでの期間として、債務負担行為をお願いいたしました。また、今後、新たに訴訟費用等が必要となった場合は、改めて補正予算の提案をさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、国民健康保険病院における人工透析について、御報告をいたします。

国民健康保険病院での人工透析につきましては、平成24年第2回定例会において行政報告いたしました。平成25年3月までに透析棟の建設、透析機器等の設置を終え、4

月から透析液の水質調整を実施してまいりました。またこの間、スタッフの確保、透析患者・家族の方々への説明会、医師による患者さん個々の詳細な病状把握と転院時期等を相談するための個人面接、他の医療機関との調整などを進めてまいりましたが、全ての体制が整いましたことから、平成25年6月3日から人工透析を開始いたしました。

現在、町内に居住し人工透析を受けている方は、血液透析が26名、腹膜透析が4名で計30名となっており、これまで本別町国保病院で血液透析を受けていた方22名のうち、13名の方が当院で血液透析を受けております。引き続き、本別町国保病院あるいは他の医療機関で人工透析を受けているの方々に対しても、今後当院への通院について患者、家族の方の希望をお聞きし、医師間で連携を図りながら進めることとしております。

当院での人工透析につきましては、老廃物のろ過機能が強化され、体調向上に効果のあるオンラインHDF方式を採用しております。

なお、透析ベッド15床と感染症等に対応する個室のベッド1床の計16床とし、当面は月、水、金曜日の週3回、午前のみでの運用を予定しておりましたが、計画以上に当院での透析を希望する方が多く、午前・午後の2部制への移行が必要な状況となったことから、現在、臨床工学士1名及び看護師1名の追加募集を行っているところであります。

次に、通院支援対策についてですが、当院に通院されている方、あるいは今後通院を希望される方のうち、要介護認定者等で自力通院又は家族送迎で通院できない方にとっては、本別町国保病院の通院者と同様に、負担額420円で相乗りタクシーによる通院支援を行い、当院への円滑な移行を推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

報告承認第3号

議長（吉田敏男君） 日程第6 報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

建設課長（阿部智一君） ただいま議案となりました報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規程により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規程により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分書。平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成24年度歳入が、歳出に対して不足する見込みとなったことにより、地方自治法施行令第166条の2の規程に基づき、予算の補正をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規程により、専決処分するものでございます。

補正予算の内容について御説明申し上げますので、2ページをお願い申し上げます。

平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,267万4,000円とするものでございます。

補正の内容について申し上げますので、5ページをお願い申し上げます。

歳出から申し上げます。

第5款繰上充用金におきまして、平成24年度歳入不足額の補填として、353万8,

000円を計上いたしました。

その要因といたしましては、平成21年1月18日から平成21年12月20日間に行了しました、建物収去土地明渡請求事件に伴う建物収去到要した費用について、平成21年12月14日付釧路地方裁判所帯広支部による執行費用確定額に基づく請求督促状の送付を行いましたが未納の状態から、平成22年12月15日に、同帯広支部に対し強制競売の申し立てを行い、その後、強制競売がなされましたが、未配当となったことから、いまだに未納の状況にあります。このことから、平成24年度会計年度内において弁償金の未納状況が続き、赤字決算となるため平成25年度予算から、繰上充用し補填するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

第6款諸収入におきまして、建物収去、代替執行弁償金（滞納繰越分）として、歳出と同額の353万8,000円を計上いたしました。

以上、専決処分いたしました平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの報告に対して質疑を行います。

5ページ、お聞きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり承認をされました。

報告第9号

議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第9号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第9号繰越明許費繰越計算書について提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上既決いただきました、地デジ難視地区対策事業など、右側に別紙として計算書を貼付しておりますが、それぞれ事業費の額が確定いたしましたので報告するものでございます。

翌年度への繰越額は、9事業で8億1,918万3,000円でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対

し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

報告第10号

議長(吉田敏男君) 日程第8 報告第10号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

建設課長 阿部智一君。

建設課長(阿部智一君) ただいま議題となりました報告第10号繰越明許費繰越計算書について提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条2項の規定により、報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上を既決いただきましたが、別紙計算書のとおり事業費の額が確定いたしましたので、報告するものでございます。

翌年度への繰越額が、4,160万円でございます。

以上、報告第10号繰越明許費繰越計算書について報告とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長(吉田敏男君) ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

報告第11号

議長(吉田敏男君) 日程第9 報告第1

1号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

建設課長 阿部智一君。

建設課長(阿部智一君) ただいま議題となりました報告第11号繰越明許費繰越計算書について提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上を既決いただきました別紙計算書のとおり、事業費の額が確定いたしましたので、報告するものでございます。

翌年度への繰越額は、5,509万7,000円でございます。

以上、報告第11号繰越明許費繰越計算書についての御報告とさせていただきます。

議長(吉田敏男君) ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

報告第12号

議長(吉田敏男君) 日程第10 報告第12号事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました、報告第12号事故繰越し繰越計算書について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年度足寄町一般会計予算の事故繰り越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越した

ので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

9ページの右側の別紙「平成24年度足寄町事故繰越し繰越計算書」のとおり、第2款総務費第1項総務管理費、地域活性化推進事業において、住環境整備補助金の交付を決定した、住宅改修等工事の一部が積雪等により年度内に完了することが困難となったため、事故繰越しを行ったものであります。

翌年度への繰越額は、15万6,000円でございます。

なお、この住宅改修等工事につきましては、4月30日に完了しております。

以上のとおり、御報告申し上げます。

議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

ここで、休憩をいたします。

11時10分、再開といたしたいと存知ます。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

報告第13号

議長（吉田敏男君） 日程第11 報告第13号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第13号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規程

により、次のとおり報告するものでございます。

平成25年3月1日から5月31日までの間で足寄町議会総合条例第12条第1項第1号により報告する工事又は製造の請負は、11ページにございます別紙のとおり4件でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

報告第14号

議長（吉田敏男君） 日程第12 報告第14号株式会社あしよる農産公社の経営状況の報告についての件を議題といたします。

本件について、報告の説明を求めます。

経済課長 岩原栄君。

経済課長（岩原 栄君） ただいま議題となりました、報告第14号株式会社あしよる農産公社の経営状況の報告について、御説明を申し上げます。

株式会社あしよる農産公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

12ページをごらんいただきまして、あわせて14ページ以降に「決算報告書（第21期）」を貼付させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

別紙「株式会社あしよる農産公社の経営状況に関する報告」。平成25年5月30日に、第21回あしよる農産公社定時株主総会が開催されましたので、別記、14ページになりますけれども、第21期決算書に基づき報告いたします。

第21期決算状況は、15ページの賃借対照表に記載されておりますとおり、当期税引

前利益は291万8,651円の赤字となり、17ページの株主資本等変動計算書の株主資本合計の当期末残高は、2,081万2,740円となり、資本金3,000万円に対しまして918万7,260円を運用している状況となっております。

この間の経過につきましては、平成19年から平成20年にかけて、衛生管理等の不安定な事態が生じたことから、農産公社社員や町担当者により改善等に向けた対策を実施するとともに、国のふるさと雇用再生特別対策推進事業を活用して、平成21年度から平成23年度の3年間、3名を雇用し製造及び販路拡大を図ってまいりました。さらに、平成24年度は緊急雇用創出推進事業の地場酪農製品開発促進事業により、1名を雇用し、5名体制で製造部門の強化と経営改善に取り組んできたところであります。

しかしながら、平成24年度においても食品産業を取り巻く環境はデフレ、消費低迷、TPPなどの経済連携協定の動向、東日本大震災の影響等により、不透明な状況が続いていることから、商品売り上げの減少傾向が続いております。

平成24年度の科目ごとの15ページの計算書になりますけれども決算は、外販につきましては既存先での店頭販売、各種物産フェア、イベントなどで積極的にPRを実施し、株主、取引先の方々に年末のお歳暮用ギフトの御協力をいただいた結果、前年比114%、260万7,000円の増収となりました。直売店については、チーズ売り上げ前年比91.7%、金額では50万8,000円の減となりました。軽食は前年比114.7%、物販は96.1%となり、来客数、レジ通過者数は2万1,362名と、前年の2万717名を上回ったものの、客単価は前年比94.2%で1,525円の減額となり、売り上げ増には至りませんでした。オリジナルのチーズ入りカレー、豚丼、ソフトクリームなどはまずまずの売り上げだったものの、ハイデ総体では、前年比100.1%、2,337

万6,000円と、微増にとどまっており、要因は立地条件及び道路交通状況によるものと考えております。

15ページの損益計算書のとおり、売り上げ実績4,380万1,475円で、計画比85.4%、前年比106.4%となりましたが、人件費等の支援策である国の交付金事業が終了したことによる収入減が影響し、当期純利益は291万8,651円の赤字決算となりました。

平成25年度第22期事業計画については、ますます業況は厳しさをましておりますが、社員、スタッフが一体となり、危機的状況を打開するために知恵を出し、協力し合いながら業績回復を目指すとともに、経営の充実化のため、商品の開発、販路拡大、お中元やお歳暮などのギフト商品の定番化を図るなど、足寄の地場特産品としての製造に鋭意努力を重ねていることから、町といたしましても、町民の皆様へ愛され、また、魅力ある商品開発と安定した製品づくりのために、今後も引き続き経営改善に向けた支援をしておりますが、大変厳しい経営状況であることから、最大出資者である足寄町として、今後の会社運営に関して、今期中に一定の方針を示さなければならないと考えているところであります。

なお、別記、平成24年度(第21期)決算報告書、並びに18ページからは、平成25年度(第22期)事業計画及び経営計画を貼付しておりますので、御参照願ひまして、以上で、株式会社あしよる農産公社の経営状況に関する報告とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

議長(吉田敏男君) ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) この件については、午後から行います議員協議会の中でも質疑をいただくことになっておりますので、その時

点でもお願いをいたしたいと存じます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

議案第58号

議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第58号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第58号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更するものでございます。

北海道市町村総合事務組合に、新たに北空知圏学校給食組合が加わることになり、規約の変更が必要となりました。

規約の変更は、地方自治法第286条第1項により、関係地方公共団体の協議により定め、協議については同法第290条第1項により議会の議決を経なければならないこととなっておりますから、議会の議決をお願いするものでございます。

改正する規約の内容について、申し上げます。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を次のように変更する。別表第1中、「空知総合振興局（34）」を、「空知総合振興局（35）」に改め、「空知中部広域連合」の次に、「北空知圏学校給食組合」を加えるものでございます。

次に、別表第2第9項中「空知中部広域連合」の次に、「北空知圏学校給食組合」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第280条第1項の規定による総務大臣

の許可の日から施行するものでございます。

21ページに新旧対照表を貼付してございますので、御参照をお願いしたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第58号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第58号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第59号

議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第59号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するものでございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合に、新たに北空知圏学校給食組合が加わることになり、規約の変更が必要となりました。

規約の変更は、地方自治法第286条第1項により、関係地方公共団体の協議により定め、協議については同法第290条第1項により、議会の議決を経なければならないこととなっておりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。

改正する規約の内容について、申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1に「北空知圏学校給食組合」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

右側に新旧対照表を貼付してございますので、御参照をお願いしたいと存じます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第60号

議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第60号足寄町地上デジタルテレビジョン有線再放送施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第60号足寄町地上デジタルテレビジョン有線再放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地デジ難視地区対策事業として、螺湾、大誉地、鷲府の3地区において、昨年度から2年間で整備を進めております、地上デジタルテレビジョン有線再放送施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

条例の内容について、申し上げます。

足寄町地上デジタルテレビジョン有線再放送施設の設置及び管理に関する条例。

第1条といたしまして、地デジ放送の難視聴となる世帯等の解消を図ることにより、情

報の地域格差を解消し、町民の豊かな暮らしと福祉の向上に資することを目的として、足寄町地上デジタルテレビジョン有線再放送施設を設置することとさせていただきます。

第2条は、再放送施設の構成、名称及び一について規定をさせていただきます。

第3条は、用語の意義をそれぞれ定めております。

第4条につきましては、再放送施設の業務について。

それから、第5条では、再放送施設の業務を行う対象について、それぞれ規定をさせていただきます。

第6条では、再放送施設の管理運営は、町長が行うこととさせていただきます。

第7条から第12条までは、業務の提供の承認等、業務の提供の制限、業務の提供に係る承認の取り消し等、移転等、業務の提供の中止、利用者の地位の承継について、それぞれ規定をさせていただきます。

第13条は、設置工事、撤去工事等の費用負担について規定をさせていただきます。再放送設備から引き込み設備までに係る費用については足寄町が、宅内配線設備に係る費用については利用者が負担することとしております。

第14条は、利用料について規定をしております。利用料は不要とするものでございます。

第15条は、分担金の徴収についての規定でございます。1利用申し込みごとに分担金を徴収し、分担金の額は1万2,000円とするものでございます。

第16条は分担金の減免等について、第17条は保全の義務、第18条は損害賠償、第19条は免責事項について、それぞれ規定しております。

第20条は、委任についての規定でございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行することとしております。

特例措置といたしまして、第13条第1項第1号の規定は、平成24年度新たな難視対策事業費補助事業により行う場合に限り適用するものとし、難視対策事業によらない場合は同号の規定にかかわらず、利用者の負担とすることとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第60号足寄町地上デジタルテレビジョン有線再放送施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第60号足寄町地上デジタルテレビジョン有線再放送施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第61号

議長（吉田敏男君） 日程第16 議案第61号足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題

といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第61号足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、平成25年度から2カ年で整備する高齢者等複合施設のうち、本年度建設する小規模多機能型居宅介護施設及び地域交流施設を一体として、その設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容について、御説明申し上げます。

足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例。

第1条はこの条例の目的について、第2条は本施設の設置目的について、それぞれ規定しております。

第3条は、本施設の名称を足寄町地域支え合いセンターと称し、その位置を足寄郡足寄町北2条4丁目41番地とするものでございます。

第4条は、本施設は小規模多機能型居宅介護施設と地域交流施設、その他町長が必要と認める施設及び部門で構成する規定でございます。

第5条は、本施設で行う事業について、小規模多機能居宅介護部門と、地域交流部門で行う事業を、それぞれ規定しております。

第6条から第10条までは、本施設利用の対象者、利用申し込み、及び承認又は不承認、利用権譲渡等の禁止、利用制限等について、規定しております。

第11条は、現状回復の義務について、規定しております。

第12条は、まず第1項で本施設の利用料について、第2項で小規模多機能施設の利用料等について、第3項で利用料等の減額または免除することができる規定を設け、第13条において、利用料等の還付について、それ

ぞれ規定しております。

第14条においては、損害賠償について規定しております。

第15条は、地方自治法の規定により、指定管理者に管理を行わせることができる規定としております。

第16条では、指定管理者の業務について規定しておりますが、第1項第3号で、小規模多機能施設の利用承認等の業務は、医療と介護、保健福祉の連携システムを構築するため町長が行うものとし、指定管理者の業務から除く規定としております。

また、同条第2項において、利用料等を指定管理者の収入として収受させることができるものとし、第3項において、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては「町長」とあるのは、「指定管理者」として読みかえる規定としております。なお、同条第4項において、第10条に規定する利用の制限等、及び第12条に規定する利用料等の金額については、指定管理者は町長と協議し承認を得なければならない規定としております。

第17条は指定管理者の現状回復義務について、第18条は委任について、それぞれ規定しております。

附則第1項の施行期日ですが、この条例は、来年、平成26年の4月1日から施行するものでございます。

また、第2項において、指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為等は、この条例の施行日前においても、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により行うことができる規定としております。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、本施設の建設計画でございますが、北海道の森林整備加速化林業再生事業補助金の申請を行いまして、本年5月14日付で補助金の交付支援をいただいているところであります。入札手続を行っておりまして、あす

入札を執行する予定でありまして、本定例会中に工事請負契約の締結について追加提案させていただきたく予定しております。

また、本施設の指定管理者に予定しております足寄町社会福祉協議会と現在精力的に協議を進めております。本条例制定後には、指定管理者の選定等の手続きを開始し、9月開催の第3回定例会には提案できるよう準備を進めていく予定でありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

6番 前田君。

6番（前田秀夫君） ただいまの説明の最後のほうに、加速化基金を使ってあす入札、それから契約ということでございますけれども、入札対象地域はどこまでなのか、お知らせを願いたいと思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

入札の指名業者のことであれば、過日指名委員会を開催をして、今回の工事については、建築主体工事、電気設備工事、それと、給排水衛生設備工事の3件の分離発注を予定しておりますので、いずれも町内業者に関しては、特定建設業者、さらには池北三町の近隣業者、そして最終的には建築主体は帯広の業者を含めて8業者を指名しているところであります。電気設備に関しては、これも同様でありますけれども、地元さらには近隣の業者、そして帯広の業者ということで、数は今6社余程度だと思っておりますけれども、正確に数字はちょっと覚えておりませんけれども、十勝管内業者。設備業者に関しても同様でございますので、その中に一部、地元の業者に関してはJV、経常建設共同企業体を組まれた業者も指名をしているところであります。

ですから、正式に数申し上げられませんが

れども、十勝管内の業者で指名をして、あす入札をする予定になっておりますので、御理解のほどをよろしくをお願いをしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第61号足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第61号足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第62号

議長（吉田敏男君） 日程第17 議案第62号あしよろ子どもセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第62号あしよろ子どもセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、本条例で委任をしています条例について、昨年の6月の定例議会で議決をいただき制定しました

新条例の名称に改正するものでございます。

改正の内容について、御説明申し上げます。

あしよろ子どもセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例。

第5条第4号中「足寄町児童デイサービスセンター設置及び管理条例（平成14年条例第40号）」を「足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例（平成24年条例第17号）並びに足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例（平成24年条例第18号）」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

なお、右欄に新旧対照表を貼付しておりますので、御参照を願います。

御審議のほど、よろしく願います。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第62号あしよろ子どもセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第62号あしよろ子どもセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、6月19日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまです。

午前11時48分 散会